

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>日高市大字台字住吉八二番地先か ら同市大字台中台一九二番一 地先まで</p>		区 間
<p>一六・六一 二九・八五</p>	<p>一八・九八 三三・六一</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>七八・八四</p>		延 長 (メートル)
<p>この区域変更により生じる不用物件は、 売り払い処分とする予定。</p>		備 考